

## 資格を喪失した保険証の誤使用が多発しています!



3月から4月にかけては、退職される方や、就職等により扶養から外れる方が多くなる時期です。保険証は、退職された翌日以降、また扶養から外れた日以降無効となります。無効となつた保険証はどのような理由があつても使用する事はできません!誤って使用することがないよう十分ご注意ください。



無資格受診について返還を求める金額  
**約20,000,000円**

(平成29年度 宮崎支部)

健康保険事業は、皆様からお預かりした保険料等により運営されていますが、無資格受診による支出が協会けんぽの財政を圧迫する一つの原因となっています。なお、無資格受診と判明した場合は、加入者へ法的措置も含めて医療費の返還を求めていきます。

協会けんぽ  
ご加入の  
事業主の皆様へ

退職される方の保険証は、ご家族分も含めて「確実な回収」をお願いします。  
回収した保険証は、「資格喪失届」又は「被扶養者異動届」に添えて日本年金  
機構(福岡広域事務センター)へご提出ください。



### 平成31年4月分より任意継続被保険者の標準報酬月額の上限が改定されます

平成31年度の健康保険の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、30万円に変更となります。

協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額は以下のうち、いずれか少ない額となります。

- ①資格を喪失した時の標準報酬月額
- ②協会けんぽの平均標準報酬月額…30万円(平成31年4月分から)※平成31年3月分までは28万円

### 一般財団法人 宮崎県社会保険協会からのお知らせ

2019年 第1回新任社会保険事務担当者研修会を5月に開催いたします。詳しい内容やお申込方法につきましては、下記のお問い合わせ先及び宮崎県社会保険協会のホームページをご覧ください。

[お問い合わせ先]  
☎(0985)23-0200 ホームページアドレス  
<http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

**【日本年金機構からのお知らせ】**日本年金機構において、平成30年10月1日から被扶養者(異動)届の添付書類が変更になりました。  
必要な添付書類については、日本年金機構ホームページに掲載していますのでご確認ください。

[受付時間]8:30~17:15(土日祝日・年末年始除く)  
※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

各種申請・届出は郵送でご提出ください。  
申請書はホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ宮崎支部

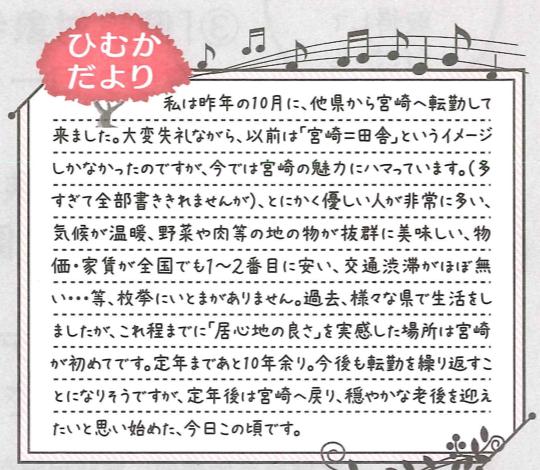
検索

〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
TEL. 0985-35-5364 FAX. 0985-35-5393

- 音声案内をご案内します
- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故等による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)

全国健康保険協会 宮崎支部  
協会けんぽ

ご意見・ご要望・ご質問  
お気軽にお寄せください。



2019年度は2月を除く各月発行予定です。

2019.3  
Vol. 105  
みなさんで回覧  
(掲示)してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ  
**協会けんぽ**



## 平成31年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

平成31年3月分(4月納付分)以降の協会けんぽ宮崎支部の**健康保険料率は10.02%**で、**前年度より変更**となりました。なお、協会けんぽの健康保険料率の全国平均は10.0%です。  
**介護保険料率(全支部一律)**は**1.73%**で、**こちらも前年度より変更**となりました。

健康保険料率  
(宮崎支部)

現行  
9.97%

平成31年3月分  
(4月納付分)～  
**10.02%**

介護保険料率  
(全支部一律)

現行  
1.57%

平成31年3月分  
(4月納付分)～  
**1.73%**

※40~64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料に介護保険料が加わります。  
※変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)からとなります。



## 延岡・都城年金事務所内の「協会けんぽ窓口」を閉鎖します

## 平成31年4月26日をもちまして延岡・都城年金事務所内の「協会けんぽ窓口」を閉鎖します。

※閉鎖となるのは年金事務所内の「協会けんぽ窓口」です。  
年金事務所の閉鎖ではありません。

このたび、郵送によるお手続きの増加や、来訪者の減少などから検討いたしました結果、**延岡・都城年金事務所内に設置されている「協会けんぽ窓口」について平成31年4月26日をもって閉鎖すること**といたしました。  
ご利用の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、「協会けんぽ窓口」を閉鎖した後の年金事務所では、協会けんぽ関係のご相談や申請書等をお預かりすることは一切できません。申請書のご提出は郵送でお願いいたします。各種申請書は、協会けんぽのホームページから印刷していただくことができます。または、協会けんぽ宮崎支部にてお電話で承ります。

※平成31年5月以降、「協会けんぽ窓口」は県内の年金事務所内に設置されません。

はり、きゅう及びマッサージの施術を受ける際の療養費の支払いについて、支払い方法が変更されました。

協会けんぽでは、2019年1月施術分より「はり、きゅう及びあんまマッサージ指圧施術療養費」の支払いについて受領委任制度を導入しています。

## 受領委任制度とは



療養費は、原則償還払い(一旦、患者が医療費の10割を負担し、保険者への申請により保険給付分が戻される)ですが、受領委任制度の導入により、登録された施術者は患者に代わり保険給付分を保険者に請求できるため、患者の施術所窓口での負担は、一部負担金(3割又は2割)のみとなります。

## はり、きゅう及びマッサージの施術を受ける皆様へ

以下の点にご注意ください。(2019年1月以降の施術分)

①施術所で施術を受けた時は、必ず領収証を受け取り

大切に保管しましょう。

※交付された領収証は保管してください。また、必要であれば、一部負担金の明細書を発行してもらうこともできます。(発行手数料はかかりません。)



②療養費の支給申請書に押印する際は、施術を受けた日付や施術内容・金額を確認しましょう。

③はり、きゅう及びマッサージの施術を受けて療養費を申請する場合は、予め文書による医師の同意が必要です。初めて施術を受ける方や、同意期間を超えて施術を受ける方は、必ず医療機関を受診し同意書の交付を受けてください。

担当者様  
必見!!



# 生活習慣病予防健診をインターネットで手軽に申込みしませんか

△情報提供サービスをご利用いただぐと…

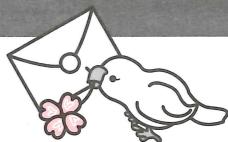
## 1 エクセルデータにて健診対象者を把握できます

- ・各支店ごとに誰が健診を申込みしているか確認できます
- ・パソコンで健診対象者を管理できるので整理が楽です



## 2 パソコンで入力するので手書きよりも作成が楽です

- ・健診対象者が多くても申込書の作成時間が短縮できます
- ・手書きするのが苦手な方もキーボードをたたくだけで作成できます



## 3 インターネットから申込みできます

- ・時間を問わず作成してすぐに申込みできます
- ・申込書の郵送代を節約できます

## 情報提供サービス利用方法

①協会けんぽホームページ内「インターネットサービス」よりID・パスワードを取得します(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>)

②ID・パスワードを利用して「情報提供サービス」にログインします

③「健診対象者データ」「健診申込ファイル編集ツールOpti」をダウンロードします

④「健診対象者データ」を「健診申込ファイル編集ツールOpti」に取り込み、健診申込データを作成します

⑤健診申込データを「情報提供サービス」からアップロードして作業終了です



★健診実施機関に健診日時を予約していただきながら、情報提供サービスをご利用ください。  
予約していただいた方から順次「情報提供サービス」にて申込み可能となります。